

仙台市結婚新生活支援補助金 Q & A

～ 目 次 ～

1. 申請方法について（P. 5）

- Q1-① どこで申請ができますか？
- Q1-② 毎月支払いをしている賃料（家賃）等はいつ申請することができますか？
- Q1-③ 夫婦のどちらが申請すべきですか？
- Q1-④ 夫婦以外の者が代理で申請することはできますか？

2. 申請書類について（P. 5）

- Q2-① 申請に係る添付書類はどのように提出すればいいですか？
- Q2-② 課税（所得）証明書を提出する場合、源泉徴収票を代わりにすることはできますか？
- Q2-③ 課税（所得）証明書を提出する場合、前年の所得がない（非課税である）場合も提出する必要がありますか？
- Q2-④ 奨学金の返済額が確認できる書類とはどのようなものですか？
- Q2-⑤ 費用の支払いを証明する領収書にはどのような項目が記載されている必要がありますか？
- Q2-⑥ 賃料（家賃）は毎月金融機関口座から振替（または金融機関振込）で支払っていますが、領収書を添付する必要がありますか？
- Q2-⑦ 賃料（家賃）を毎月クレジットカードで支払っていますが、領収書を添付する必要がありますか？

3. 対象要件について（P. 7）

- Q3-① いつからいつまでに支払った経費が補助の対象になりますか？
- Q3-② 結婚の予定は決まりましたが婚姻届をまだ提出していません。補助金の申請をすることはできますか？
- Q3-③ 引越し先が決まり、初期費用等の支払いを終えましたが、住民票の異動はまだしていません。この場合でも申請できますか？
- Q3-④ 合計所得はどのように計算するのですか？
- Q3-⑤ 合計所得金額はどこでわかりますか？
- Q3-⑥ どの程度の給与収入であれば 500 万円の所得になりますか？
- Q3-⑦ 所得から控除できる奨学金について、控除の対象になるのはいつまでに支払った額ですか？

- Q3-⑧ 令和8年1月1日時点で海外に居住していた等の理由により、日本国内で課税されておらず、課税（所得）証明書が取得できない場合はどうすればよいですか？
- Q3-⑨ 夫婦の双方が日本人ですが、外国方式の婚姻をしている場合は、対象となりますか？
- Q3-⑩ 夫婦の一方が外国人である場合は対象となりますか？
- Q3-⑪ 夫婦の双方が外国人である場合は対象となりますか？
- Q3-⑫ 再婚の場合は対象になりますか？
- Q3-⑬ 別居婚の場合は対象になりますか？
- Q3-⑭ こどもがいる場合は対象になりますか？
- Q3-⑮ 生活保護を受給している場合は対象になりますか？
- Q3-⑯ 市税を滞納していますが対象になりますか？
- Q3-⑰ 公営住宅や地域優良賃貸住宅の入居者も本補助金の対象になりますか？
- Q3-⑱ 本市が指定する講座（または相談）について、夫婦ともに満たす必要がありますか？
- Q3-⑲ 本市が指定する講座（または相談）について、令和8年度以前に受講・相談した場合でも要件を満たしたことになりますか？
- Q3-⑳ 本市が指定する講座について、令和8年7月11日（土）に開催された「ふたりの未来デザインセミナー」に参加できなかったのですがどのようにして要件を満たせばよいでしょうか？

4. 対象となる費用について（賃貸借費用について）（P.10）

- Q4-① 住宅賃貸借費について、鍵交換代や火災保険料等は対象になりますか？
- Q4-② 婚姻後に単身赴任などで別居する場合に生じる賃料（家賃）等は対象になりますか？
- Q4-③ 新しく賃借した住宅に親族（親など）と同居する場合の費用は対象になりますか？
- Q4-④ 親族が保有する物件を賃借した場合は対象になりますか？
- Q4-⑤ 賃料（家賃）について、会社から住宅手当の支給を受けていますが、対象になりますか？
- Q4-⑥ 勤務先から住宅手当が支給されている場合、どのように控除すればいいですか？
- Q4-⑦ 賃貸借契約書に敷金に係る記載はないものの、敷金の支払いを裏付ける領収書が発行されている場合、その支払いは敷金として対象になりますか？
- Q4-⑧ 契約名義人が夫婦の親であり、夫婦が親に賃貸借費用相当分を支払っている場合や、夫婦のいずれかの名義の口座から賃貸借費用相当分が引き落とされている場合は、対象になりますか？
- Q4-⑨ 勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件や勤務先が所有する社宅に入居し、勤務先に対し賃料（家賃）相当額を支払いしている場合は対象になりますか？

Q4-⑩ 月々の賃料（家賃）に駐車場代が含まれている場合、駐車場代は補助の対象になりますか？

Q4-⑪ 結婚を機に賃借した住宅の賃料はいつから対象となりますか。

Q4-⑫ 夫婦の一方が賃借していた住宅に結婚を機に同居を開始した場合は、対象となりますか。

5. 対象となる費用について（住宅取得費用について）（P. 13）

Q5-① 婚姻前の住宅購入は対象になりますか？

Q5-② 新しく購入した住宅に親族（親など）と同居する場合の費用は対象になりますか？

Q5-③ 親族が保有する物件を取得した場合は対象になりますか？

Q5-④ 契約名義人が夫婦の親であり、夫婦が親に賃貸借費用や住宅取得費用相当分を支払っている場合や、夫婦のいずれかの名義の口座から賃貸借費用や住宅取得費用相当分が引き落とされている場合は、対象になりますか？

Q5-⑤ 住宅取得の際、建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅等）し、代金を区分することができない場合の取扱い、費用をどのように計上すればよいですか？

Q5-⑥ 住宅取得の際、親族等と共同名義で購入した物件について、支払った代金を区分することができない場合の取扱い、費用をどのように計上すればよいですか？

Q5-⑦ 住宅取得費用やリフォーム費用について、金融機関へのローン払いをしている場合、対象になりますか？

6. 対象となる費用について（住宅のリフォーム費用について）（P. 14）

Q6-① 婚姻前のリフォームは対象になりますか？

Q6-② 住宅のリフォーム費用はどのようなものが対象になりますか？

Q6-③ リフォームを行う住宅は夫婦が所有するものである必要はありますか？

Q6-④ 賃貸物件のリフォーム費用は対象になりますか？

Q6-⑤ 住宅取得費用やリフォーム費用について、金融機関へのローン払いをしている場合、対象になりますか？

7. 対象となる費用について（引越費用について）（P. 15）

Q7-① 親族の家（実家等）に引っ越して同居する場合の引越費用は対象になりますか？

Q7-② 対象となる引越費用はどのようなものですか？

Q7-③ 引越し時に同引越し業者へ支払った「白物家電や家具の取付費用、また、それらを不用品として処分するための費用」は対象になりますか？

Q7-④ 引越しに関する保険料（急な引越しのキャンセルや引越し作業時の損害に関する保険）は対象となりますか？

Q7-⑤ 婚姻前に引っ越しをしていた場合にその引越費用は対象になりますか？

Q7-⑥ 引越費用について、会社から引越手当等の支給を受けていますが、対象になりますか？

8. 対象となる費用について（住宅のリフォーム費用について）（P. 16）

Q8-① 住宅に係る他の補助制度を受けていますが、仙台市結婚新生活支援補助金と併用できますか？

Q8-② 入居可能日が申請日以降の場合や、住宅が建築中である等の理由で申請をする住宅に夫婦の住民票を置いていない場合、申請することはできますか？

9. 請求について（P. 16）

Q9-① 請求時に登録する口座は配偶者名義の口座でもいいですか？

Q9-② 請求時にはどのような書類を添付する必要がありますか？

Q9-③ 通帳の写し等の添付書類は申請時に添付すればいいですか？

Q9-④ 補助金の入金はいつされますか？

1. 申請方法について

Q1-① どこで申請ができますか？

A1-① 申請は、電子申請（せんだいオンライン申請システム（LoGo フォーム））から行ってください。申請フォームは、仙台市ホームページ「令和8年度 仙台市結婚新生活支援事業」からご確認ください。電子申請が難しい場合は、ご相談ください。

Q1-② 毎月支払いをしている賃料（家賃）等はいつ申請することができますか？

A1-② 毎月支払う賃料（家賃）や共益費等は3か月分が補助対象の上限です。申請は申請する費用の支払いが終わった後に行ってください。なお、複数回に分割して申請することはできません。これから支払う費用についての申請はできません。

Q1-③ 夫婦のどちらが申請すべきですか？

A1-③ 申請はご夫婦のどちらからでも構いません。ただし、申請者は申請する住宅に係る住所に住民登録がある必要があります。

Q1-④ 夫婦以外の者が代理で申請することはできますか？

A1-④ 代理による申請はできません。申請はご夫婦のいずれかが行ってください。

2. 申請書類について

Q2-① 申請に係る添付書類はどのように提出すればいいですか？

A2-① 電子申請と併せて必要書類の写真や画像を添付してください。ただし、令和8年1月1日時点（住民税の課税基準日）に仙台市に住民登録をしていない場合は、基準日にお住まいだった自治体が発行する「課税（所得）証明書」または「非課税証明書」（いずれも原本）を申請日から2週間以内に必着にて郵送または持参で提出してください。なお、合計所得額が確認できない場合は別途提出を依頼します。

※その他、書類不備等により確認が必要な場合は郵送で提出していただくことがあります。

Q2-② 課税（所得）証明書を提出する場合、源泉徴収票を代わりにすることはできますか？

A2-② 源泉徴収票を課税（所得）証明書の代わりにすることはできません。必ず自治体が発行する「課税（所得）証明書」または「非課税証明書」を提出してください（令和8年1月1日時点で仙台市に住民登録がある場合は、課税（所得）証明書等の提出は不要です。）。

Q2-③ 課税（所得）証明書を提出する場合、前年の所得がない（非課税である）場合も提出する必要がありますか？

A2-③ 非課税の方は非課税証明書を提出してください。（令和8年1月1日時点で仙台市に住民登録がある場合は、課税（所得）証明書等の提出は不要です。）
なお、未申告の場合は申告が必要です。

Q2-④ 奨学金の返済額が確認できる書類とはどのようなものですか？

A2-④ 原則、奨学金返還証明書をご提出ください。返済先が証明書を発行しない場合は銀行発行の取引明細、振込明細等、支払日、支払者、支払額、支払先のすべてを確認できるものを提出してください。

Q2-⑤ 費用の支払いを証明する領収書にはどのような項目が記載されている必要がありますか？

A2-⑤ 領収書（預かり証、受領証でも可）には、支払者の氏名、支払先、金額、支払いの内容、支払日のすべての記載が必要です。

Q2-⑥ 賃料（家賃）は毎月金融機関口座から振替（または金融機関振込）で支払っていますが、領収書を添付する必要がありますか？

A2-⑥ 金融機関の口座振替や振込による支払いの場合であっても、原則として大家・不動産会社・保証会社等に領収書の発行を依頼し、添付してください。なお、領収書等の発行が困難な場合は、銀行発行の取引明細、振込明細等の以下の項目をすべて確認できる書類を添付してください。

- ・支払元口座の名義人
- ・金額
- ・支払いの内容または支払先の名称（契約書等で確認できる相手方に限る）
- ・口座引落日

保証会社が発行する領収書を添付する際は賃貸借契約書に保証会社への支払いをする旨の記載がある場合を除き、保証契約書の写し等の保証会社へ家賃を支払うことを証する書類を添付してください。

Q2-⑦ 賃料（家賃）を毎月クレジットカードで支払っていますが、領収書を添付する必要がありますか？

A2-⑦ 原則、領収書の添付が必要です。なお、クレジットカード会社から領収書が発行されない場合は下記のすべてを確認できるカード利用明細書を添付してください。

- ・支払者氏名
- ・金額
- ・支払いの内容または支払先の名称（契約書等で確認できる相手方に限る）
- ・カード利用日（＝カード決済日）※口座の引落日ではないので注意

3. 対象要件について

Q3-① いつからいつまでに支払った経費が補助の対象になりますか？

A3-① 令和8年4月1日から令和8年12月31日までに支払った経費が対象です。
ただし、令和8年12月1日から令和8年12月31日までに婚姻した世帯は令和8年4月1日から令和9年1月31日までに支払った経費が対象です。

Q3-② 結婚の予定は決まりましたが婚姻届をまだ提出していません。補助金の申請をすることはできますか？

A3-② 婚姻届の提出及び受理前に申請することはできません。なお、婚姻届受理後、戸籍を確認できるまで、2～3週間かかります。新しい戸籍が作成されてからの申請を推奨します。

Q3-③ 引越し先が決まり、初期費用等の支払いを終えましたが、住民票の異動はまだしていません。この場合でも申請できますか？

A3-③ 申請はできません。新住所にお住まいになってから14日以内に住民票の異動の手続きを行い、その後申請してください。

Q3-④ 合計所得はどのように計算するのですか？

A3-④ 給与を支給されている給与所得者の場合は、令和7年（1月～12月）の給与等の収入から、給与所得控除額を差し引いた額となります。自営業者の場合は、収入金額から必要経費を差し引いた額となります。

Q3-⑤ 合計所得金額はどこでわかりますか？

A3-⑤ 自治体の発行する課税（所得）証明書、またはマイナポータルで確認できます。確認した夫婦それぞれの「合計所得金額」を申請時に入力してください。

Q3-⑥ どの程度の給与収入であれば500万円の所得になりますか？

A3-⑥ 一人の方の給与収入がおよそ670万円の場合に所得が500万円となります。ただし、あくまでも概算であるため、課税（所得）証明書やマイナポータルで確認が必要です。なお、夫婦双方に所得がある場合は、双方の所得を合計します。

Q3-⑦ 所得から控除できる奨学金について、控除の対象になるのはいつまでに支払った額ですか？

A3-⑦ 令和7年（1月～12月）中に返済した奨学金の額（借りている金額ではなく支払った額）が控除の対象です。

Q3-⑧ 令和8年1月1日時点で海外に居住していた等の理由により、日本国内で課税されておらず、課税（所得）証明書が取得できない場合はどうすればよいですか？

A3-⑧ 住民票の写し等で課税基準日（令和8年1月1日）に日本国内に居住していなかった事実を確認し、前年の収入が確認できる資料（給与明細等）により、所得を算定します。記載されている額が海外通貨である場合は、申請日等の為替レートにより換算します。

Q3-⑨ 夫婦の双方が日本人ですが、外国方式の婚姻をしている場合は、対象となりますか？

A3-⑨ 戸籍に婚姻の事実を記載していれば、対象になります。その際に、本補助金において「婚姻日」と位置付ける日は、戸籍に「婚姻日」または「証書提出日」として記載した日となります。

Q3-⑩ 夫婦の一方が外国人である場合は対象となりますか？

A3-⑩ 日本方式の婚姻をしていれば、対象となります。外国方式の婚姻をしている場合であっても、戸籍に婚姻の事実を記載していれば対象となります。

Q3-⑪ 夫婦の双方が外国人である場合は対象となりますか？

A3-⑪ 日本方式の婚姻をしていれば、対象となります。なお、日本の婚姻証明書（例：婚姻受理証明書）で確認できない場合は対象とはなりません。母国等にて婚姻が成立している場合や、在日の（母国等の）大使館又は領事館に婚姻届を提出し受理された場合は、外国方式の結婚となり、対象外となりますのでご注意ください。

日本方式の婚姻・・・日本の公的機関の戸籍届出窓口に婚姻の届出をし、両当事者に婚姻の要件が備わっていると認められ、届出が受理されると、有効な婚姻が成立すること。（例：日本の各市町村の戸籍届出窓口にて婚姻の届出をし、受理されること。）

外国方式の婚姻・・・外国の法律上有効に婚姻が成立し、その国が発行する婚姻に関する証書の謄本が交付されていること。（例：日本にある大使館に婚姻の届出を提出した場合は「外国方式の婚姻」となります。）

Q3-⑫ 再婚の場合は対象になりますか？

A3-⑫ 夫婦の双方が過去に補助を受給（他市町村での申請を含む。）していなければ対象になります。ただし、過去に結婚新生活支援補助金の交付を受けた（他市町村での申請を含む。）夫婦が離婚し、その一方が再婚した場合に、その離婚日が再婚日から起算して1年以内である場合は対象になりません。また、補助を受けるために故意に離婚・婚姻した場合は対象になりません。

		パートナー	
		過去受給済み	未受給
申請者	過去受給済み	申請不可	△※
	未受給	△※	申請可能

※再婚した場合、過去に受給したことのある夫婦の一方の離婚日が再婚日から起算して1年を超えていれば対象となります。

Q3-⑬ 別居婚の場合は対象になりますか？

A3-⑬ 対象になります。ただし、夫婦の一方の住宅にかかる費用のみであり、交付金の対象期間 としては、交付決定年度に婚姻した場合において、婚姻日以降が対象となります。なお、夫婦の一方が他の自治体に居住しており、当該自治体で補助を受給した場合は対象になりません。また、交付決定年度に婚姻した場合において、申請日時点で夫婦の一方のみが申請住宅の住所に住民登録をしている場合は、夫婦が別居しているものとみなし、婚姻日以降の費用を対象といたしますのでご注意ください。

Q3-⑭ こどもがいる場合は対象になりますか？

A3-⑭ 対象になります。

Q3-⑮ 生活保護を受給している場合は対象になりますか？

A3-⑮ 対象になります。ただし、生活保護で生活扶助または住宅扶助等を受給している場合、その部分については補助の対象になりません。

Q3-⑯ 市税を滞納していますが対象になりますか？

A3-⑯ 対象となりません。滞納している市税を完納した後に申請してください。なお、滞納している市税等を分割で納付している場合であっても、未納扱いになりますのでご注意ください。納期限が到来している市税を全て完納した後に申請してください。

Q3-⑰ 公営住宅や地域優良賃貸住宅の入居者も本補助金の対象になりますか？

A3-⑰ 対象になります。ただし、補助金の対象となる費用について、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については補助の対象になりません。

Q3-⑱ 本市が指定する講座（または相談）について、夫婦ともに満たす必要がありますか？

A3-⑱ 夫婦の双方が満たす必要があります。夫婦の双方が本市が指定する講座を受講（または相談）後に申請してください。

Q3-⑲ 本市が指定する講座（または相談）について、令和８年度以前に受講・相談した場合でも要件を満たしたことになりますか？

A3-⑲ 申請年度内に受講・相談したものに限りです。そのため、令和８年度以前に受講・相談した場合は、要件を満たしたことはありません。

Q3-⑳ 本市が指定する講座について、令和８年７月１１日（土）に開催された「ふたりの未来デザインセミナー」に参加できなかったのですがどのようにして要件を満たせばよいでしょうか？

A3-㉑ 後日、ライフデザイン支援講座、プレコンセプションケアに関する講座、共家事・子育て講座についてのそれぞれの動画を仙台市公式ホームページで公開する予定です。その動画をご夫婦で視聴していただくことで要件を満たすことができます。

4. 対象となる費用について（賃貸借費用について）

Q4-① 住宅賃貸借費について、鍵交換代や火災保険料等は対象になりますか？

A4-① 鍵交換や清掃の費用、賃貸保証料、火災保険料、更新料については、賃貸借契約書に記載があり、契約条件となっている場合は対象となります。賃貸借契約書に記載がない場合や、オプション契約の場合のほか、水道光熱費、駐車場代等は対象となりません。

Q4-② 婚姻後に単身赴任などで別居する場合に生じる賃料（家賃）等は対象になりますか？

A4-② 対象になります。ただし、主たる生活拠点となっている住宅は、仙台市内に所在する必要がある、当該住宅に係る賃料（家賃）等のみが対象となります。また、対象となる費用についてはQ3-⑬をご確認ください。

Q4-③ 新しく賃借した住宅に親族（親など）と同居する場合の費用は対象になりますか？

A4-③ 対象になります。この場合も所得の計算は親族の所得を含めず、夫婦の所得のみで行います。ただし、住宅の賃貸借の契約名義については、申請する夫婦のいずれかの名義になっており、かつ、費用の支払いを夫婦のいずれかが行っている場合に限り対象となります。

なお、引越費用については、親族が賃貸借している住宅であっても、夫婦のいずれかが支払っていれば対象になります。

Q4-④ 親族が保有する物件を賃借した場合は対象になりますか？

A4-④ 対象になります。ただし、住宅賃借のための契約書により内容が客観的に確認でき、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要です。

Q4-⑤ 賃料（家賃）について、会社から住宅手当の支給を受けていますが、対象になりますか？

A4-⑤ 対象になります。ただし、会社等から支給された住宅手当を補助対象費用から控除します。夫婦それぞれが支給を受けている場合はそれぞれの支給額を合算して控除します。

Q4-⑥ 勤務先から住宅手当が支給されている場合、どのように控除すればいいですか？

A4-⑥ 実際に賃料を支払った月と実際に住宅手当が支給された月を揃えて控除することといたします。（例：6月分賃料を申請した場合、6月分給与明細書に記載されている住宅手当を控除。）

Q4-⑦ 賃貸借契約書に敷金に係る記載はないものの、敷金の支払いを裏付ける領収書が発行されている場合、その支払いは敷金として対象になりますか？

A4-⑦ 対象になります。なお、申請する敷金が領収書に記載されている内容と同一であることと、賃貸借契約書に記載されている住宅の敷金であることを確認します。

Q4-⑧ 契約名義人が夫婦の親であり、夫婦が親に賃貸借費用相当分を支払っている場合や、夫婦のいずれかの名義の口座から賃貸借費用相当分が引き落とされている場合は、対象になりますか？

A4-⑧ いずれの場合も対象になりません。

Q4-⑨ 勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件や勤務先が所有する社宅に入居し、勤務先に対し賃料（家賃）相当額を支払いしている場合は対象になりますか？

A4-⑨ 対象になります。賃借人が勤務先であることと、勤務先に対し家賃相当額の支払いをしていることを確認するため、下記（ア）及び（イ）に該当する書類の両方を提出してください。

（ア）勤務先と申請者（または配偶者）の費用負担がわかる書類

・社宅使用契約書、入居決定通知書等。このような書類が無い場合は社宅使用申込書等

（イ）勤務先に対し支払いをしていることの確認書類

・給与明細書等

※給与明細に支給日の記載がない場合は給与支給日のわかる規則、証明書類等をご提出ください。

Q4-⑩ 月々の賃料（家賃）に駐車場代が含まれている場合、駐車場代は補助の対象になりますか？

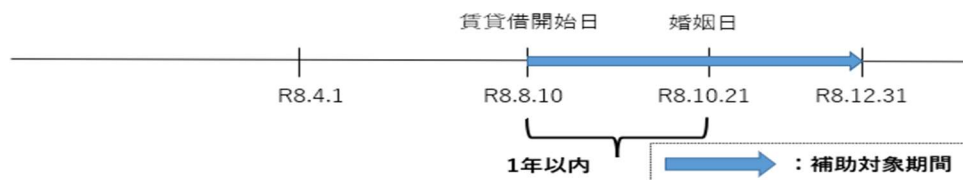
A 4-⑩ 原則、補助の対象になりません。ただし、賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けをできない場合は補助の対象になります。契約書等により駐車場相当額が確認できる場合は月々の賃料（家賃）から当該金額を控除した金額が補助の対象になります。

Q4-⑪ 結婚を機に賃借した住宅の賃料はいつから対象となりますか。

A 4-⑪ 婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として新規に物件を賃借する場合、その賃借にかかる賃料（家賃）や敷金等が対象となります。一方、婚姻を機とした賃借でない場合や、賃借が婚姻日から起算して1年を超える場合は、婚姻日以降の賃料（家賃）等が対象となります。

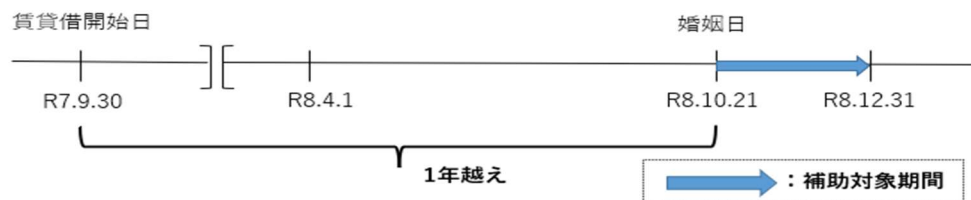
【例】賃貸借開始日が婚姻日から1年以内の場合

※この場合、対象経費は R8.8.10～R8.12.31 支払い分になります（上限3か月分）。



【例】賃貸借開始日が婚姻日から1年を超える場合

※この場合、対象経費は R8.10.21～R8.12.31 支払い分になります（上限3か月分）。



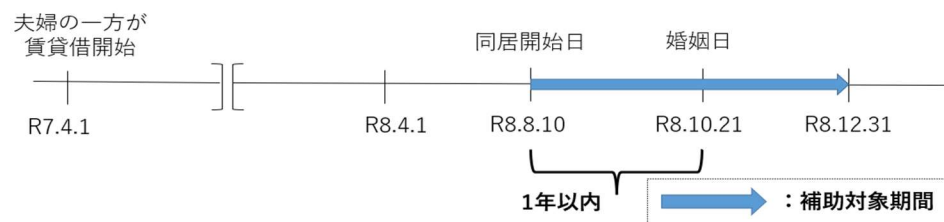
Q4-⑫ 夫婦の一方が賃借していた住宅に結婚を機に同居を開始した場合は、対象となりますか。

A 4-⑫ 夫婦の一方が賃借している物件にもう一方が入居する場合、同居開始が婚姻を機としたもので、同居開始日が婚姻日から起算して1年以内の場合は、同居開始日以降の賃料（家賃）等が対象となります。一方、同居開始が婚姻を機としたものでない場合や、同居開始日が婚姻日から起算して1年を超える場合は、婚姻日以降の賃料（家賃）等が対象となります。

※同居開始日は、住民票に記載の住定年月日で確認します。

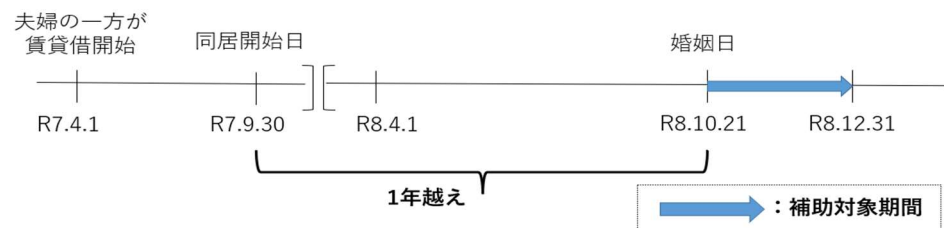
【例】同居開始日が婚姻日から1年以内の場合

※この場合、対象経費は R8.8.10～R8.12.31 支払い分になります（上限3か月分）。



【例】同居開始日が婚姻日から1年を超える場合

※この場合、対象経費は R8.10.21～R8.12.31 支払い分になります（上限3か月分）。



5. 対象となる費用について（住宅取得費用について）

Q5-① 婚姻前の住宅購入は対象になりますか？

A 5-① 対象になります。ただし、婚姻を機とし、婚姻日から起算して1年以内に取得した（引き渡しを受けた）ものに限りです。取得日の確認のため、引き渡し証明書等を提出してください。

Q5-② 新しく購入した住宅に親族（親など）と同居する場合の費用は対象になりますか？

A 4-⑥ 対象になります。この場合も所得の計算は親族の所得を含めず、夫婦の所得のみで行います。ただし、住宅の購入の契約名義については、申請する夫婦のいずれかの名義になっており、かつ、費用の支払いを夫婦のいずれかが行っている場合に限り対象となります。

なお、引越費用については、親族が購入している住宅であっても、夫婦のいずれかが支払っていれば対象になります。

Q5-③ 親族が保有する物件を取得した場合は対象になりますか？

A5-③ 対象になります。ただし、住宅取得のための契約書により内容が客観的に確認でき、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要です。

Q5-④ 契約名義人が夫婦の親であり、夫婦が親に住宅取得費用相当分を支払っている場合や、夫婦のいずれかの名義の口座から住宅取得費用相当分が引き落とされている場合は、対象になりますか？

A5-④ いずれの場合も対象になりません。

Q5-⑤ 住宅取得の際、建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅等）し、代金を区分することができない場合の取扱いは、費用をどのように計上すればよいですか？

A5-⑤ 不動産の登記において、建物、土地それぞれ取得価格を登録しているため、建物に係る代金と土地に係る代金は区分することができます。売主等に確認し、建物代のみを補助対象費用としてください

Q5-⑥ 住宅取得の際、親族等と共同名義で購入した物件について、支払った代金を区分することができない場合の取扱いは、費用をどのように計上すればよいですか？

A5-⑥ 不動産の登記においての持ち分で計算いたします。詳しくはお問い合わせください。

Q5-⑦ 住宅取得費用について、金融機関へのローン払いをしている場合、対象になりますか？

A5-⑦ 対象になります。ただし、ローン契約に基づく支払いに限ります。

6. 対象となる費用について（住宅のリフォーム費用について）

Q6-① 婚姻前のリフォームは対象になりますか？

A6-① 対象になります。ただし、婚姻を機とし、婚姻日から起算して1年以内に実施したものに限り、契約書等によりリフォームの実施日を確認します。

Q6-② 住宅のリフォーム費用はどのようなものが対象になりますか？

A6-② 婚姻を契機とした住宅のリフォームであり、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象になります。ただし、次の費用については対象になりません。

- ・倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用
- ・エアコン、冷蔵庫、洗濯機等の家電の更新費用や設置費用

Q6-③ リフォームを行う住宅は夫婦が所有するものである必要はありますか？

A6-③ 夫婦が所有するものである必要はありません。ただし、夫婦の双方または一方の住民票の住所がリフォームを行う住宅の住所となっており、夫婦のいずれかがリフォーム工事の契約をし、夫婦のいずれかが費用を支払っている必要があります。

Q6-④ 賃貸物件のリフォーム費用は対象になりますか？

A6-④ 対象になります。ただし、賃貸借契約により本来貸主がすべき修繕費用ではないことを確認します。

Q6-⑤ リフォーム費用について、金融機関へのローン払いをしている場合、対象になりますか？

A6-⑤ 対象になります。ただし、ローン契約に基づく支払いに限ります。

7. 対象となる費用について（引越費用について）

Q7-① 親族の家（実家等）に引っ越して同居する場合の引越費用は対象になりますか？

A7-① 対象になります。ただし、申請する引越費用を夫婦のいずれかが支払った場合に限ります。

Q7-② 対象となる引越費用はどのようなものですか？

A7-② 婚姻に伴う引越費用のうち、引越業者や運送業者（運輸局の許可を受けた運送業者）へ支払った実費が対象になります。自らレンタカーを借りる、友人に頼んで謝礼を渡す等して引っ越した場合にかかった費用は対象になりません。

Q7-③ 引越し時に同引越し業者へ支払った「白物家電や家具の取付費用、また、それらを不用品として処分するための費用」は対象になりますか？

A7-③ 引越し業者や運送業者（運輸局の許可を受けた運送業者）との同一契約・支払いの場合、婚姻に伴う引越しに係るやむを得ない費用として、対象になります。

Q7-④ 引越しに関する保険料（急な引越しのキャンセルや引越し作業時の損害に関する保険）は対象となりますか？

A7-④ 対象になります。

Q7-⑤ 婚姻前に引っ越しをしていた場合にその引越費用は対象になりますか？

A7-⑤ 対象になります。ただし、対象期間内に支払ったものかつ婚姻を機とした引っ越しである場合に限ります。

Q7-⑥ 引越費用について、会社から引越手当等の支給を受けていますが、対象になりますか？

A7-⑥ 対象になります。ただし、会社等から支給された引越費用等を補助対象費用から控除し、申請してください。夫婦それぞれが支給を受けている場合はそれぞれの支給額を合算して控除します。

8. 対象となる費用について（その他）

Q8-① 住宅に係る他の補助制度を受けていますが、仙台市結婚新生活支援補助金と併用できますか？

A8-① 原則併用できません。

申請する住宅について、他の補助金の交付を受けている（または申請の予定がある）場合は個別の確認が必要です。お問い合わせください。

Q8-② 入居日可能日が申請日以降の場合や、住宅が建築中である等の理由で申請をする住宅に夫婦の住民票を置いていない場合、申請することはできますか？

A8-② 申請できません。申請するためには、当該住宅を取得済みであり、かつ住民票を当該住所に置く必要があります。

9. 請求について

Q9-① 請求時に登録する口座は配偶者名義の口座でもいいですか？

A9-① 請求時に登録する口座申請者名義のものに限ります。名義が旧姓となっている場合の請求も可能ですが、その場合、入金を確認するまでは名義を変更しないようにしてください。

Q9-② 請求時にはどのような書類を添付する必要がありますか？

A9-② 通帳の写しやカード等の「口座の名義人」と「口座番号」がわかる書類を添付してください。

Q9-③ 通帳の写し等の添付書類は申請時に添付すればいいですか？

A9-③ 通帳の写し等の必要書類は、申請時ではなく、交付決定後の請求時に添付していただきます。

Q9-④ 補助金の入金はいつされますか？

A9-④ 仙台市公式ホームページに掲載しているスケジュールをご確認ください。